

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 大分大学（以下「本学」という。）は、人間と社会と自然に関する教育と研究を通じて、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展ひいては国際社会の平和と発展に貢献し、人類福祉の向上と文化の創造に寄与することを目的とする。

### (自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 第1項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

### (教育研究活動等の状況の公表)

第3条 本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、公表するものとする。

## 第2章 組織

### (学部組織及び収容定員)

第4条 本学に、次の学部を置く。

- (1) 教育学部
- (2) 経済学部
- (3) 医学部
- (4) 理工学部
- (5) 福祉健康科学部

- 2 前項の学部には置く学科、課程又はプログラムの収容定員は、別表第1のとおりとする。
- 3 第1項の学部には別表第2のとおり講座を置く。
- 4 第1項の学部のうち、別表第3のとおり附属施設を置き、必要な事項は別に定める。
- 5 第2項の学科に学科長を置く。
- 6 第4項に規定する教育学部附属学校に附属学校園連携統括長を置く。

### (学部、学科又は課程の目的)

第4条の2 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

### (大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に次の研究科を置く。
  - (1) 教育学研究科
  - (2) 経済学研究科
  - (3) 医学系研究科
  - (4) 理工学研究科
  - (5) 福祉健康科学研究科
- 3 大学院に関する事項は、別に定める。

### (グローバル感染症研究センター)

第5条の2 本学に、全国共同利用研究施設として、グローバル感染症研究センターを置く。  
2 グローバル感染症研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(教育マネジメント機構)

第5条の3 本学に、教育マネジメント機構を置く。  
2 教育マネジメント機構に関し必要な事項は、別に定める。

(研究マネジメント機構)

第5条の4 本学に、研究マネジメント機構を置く。  
2 研究マネジメント機構に関し必要な事項は、別に定める。

(クライシスマネジメント機構)

第5条の5 本学に、クライシスマネジメント機構を置く。  
2 クライシスマネジメント機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学術情報拠点)

第6条 本学に、学術情報拠点を置く。  
2 学術情報拠点に次の各号に掲げる施設を置く。  
(1) 学術情報拠点(図書館)  
(2) 学術情報拠点(医学図書館)  
(3) 学術情報拠点(情報基盤センター)  
(4) 学術情報拠点(医学情報センター)  
3 学術情報拠点に関する事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第7条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。  
(1) 地域連携プラットフォーム推進機構  
(2) 減災・復興デザイン教育研究センター  
2 学内共同教育研究施設に関する事項は、別に定める。

(寄附講座及び寄附研究部門)

第7条の2 教育研究の進展及び充実に資するため、本学に寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)を置くことができる。  
2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究講座及び共同研究部門)

第7条の3 教育研究の進展及び充実に資するため、本学に共同研究講座及び共同研究部門(以下「共同研究講座等」という。)を置くことができる。  
2 共同研究講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第8条 本学に、保健管理センターを置く。  
2 保健管理センターに関する事項は、別に定める。

(IRセンター)

第9条 本学に、IRセンターを置く。  
2 IRセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第10条 本学に、委員会その他必要な会議を置くことができる。  
2 委員会その他必要な会議に関する事項は、別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

#### (学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期)

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前二項に規定する学期の区分及び期間は、学部の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

#### (休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により、学長の承認を得て変更することができる。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。ただし、1日の臨時休業日については、学部長が定めることができる。
- 4 第1項第2号から第6号に規定された定期休業日において、教育上必要がある場合には、授業を行うことができる。

### 第4章 修業年限及び在学期間

#### (修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては6年とする。

- 2 第35条、第37条、第38条及び第40条の規定に基づき、編入学、再入学、転入学、転学部、転学科及び転課程（以下「編入学及び転学部等」という。）した者の修業年限については、前項の規定にかかわらず各学部の定めるところによる。

#### (修業年限の通算)

第15条 第51条に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

- 2 前項の修業年限の通算については、各学部の定めるところによる。

#### (在学期間)

第16条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科においては、第1年次から第2年次までの在学期間は4年、第3年次から第4年次前学期までの在学期間は3年、第4年次後学期から第6年次までの在学期間は5年を超えることはできない。
- 3 第27条に規定する長期履修を認められた者の在学期間は、10年を超えることはできない。
- 4 編入学及び転学部等した者の在学期間の取扱いについては、前三項の規定にかかわらず各学部の定めるところによる。

## 第5章 教育課程及び履修方法等

### (教育課程の編成方針)

第17条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配置するものとする。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第18条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### (教育課程の編成及び履修方法)

第19条 教育課程は、教養教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目により編成する。

2 前項の教養教育科目は、全学共通科目、導入教育科目、外国語科目、身体・スポーツ科学科目、基礎教育科目及び日本語・日本事情科目に区分する。

3 教養教育の編成に当たっては、全学の協力の下に行うものとする。

4 教育課程の編成及び履修方法については、各学部の定めるところによる。

5 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

### (履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部の定めるところによる。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

### (授業の方法)

第21条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

### (単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法は、前二号の規定に基づき併用するそれぞれについて単位相当数を計算したものを、合算したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な

学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示)

- 第22条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づいて適切に行うものとする。
- 2 成績評価基準等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

- 第23条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

- 第24条 各学部において、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第25条 各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第26条 各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学・短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第35条、第37条及び第38条の規定により入学する場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第27条 学生が、職業を有している等の事情により、第14条に規定する修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)により卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 長期履修に関し必要な事項は、各学部で定める。

(単位の授与)

- 第28条 授業科目を履修した学生に対しては、学力試験及び出席状況その他の審査(以下「試験等」という。)の上、単位を与えるものとする。
- 2 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、各学部の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第29条 第21条第2項及び第3項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位に算入することができる。ただし、124単位を超える単位数を卒業要件とする学部にあつては、別に定めることができる。

(1年間の授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

## 第6章 入学

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第32条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第33条 入学志願者は、所定の期日までに、別に定める書類に検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第34条 入学志願者については、選考の上、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(第2年次又は第3年次編入学)

第35条 第2年次又は第3年次に編入学を志願する者については、学部の定めるところにより、選考の上、入学を許可する。

2 前項の入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の認定は、当該学部において行う。

(入学手続及び入学許可)

第36条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納付については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

第7章 再入学、転入学、編入学、転学部、転学科、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍

(再入学)

第37条 退学した者(第63条の規定による退学者を除く。)又は除籍された者が、同一の学部・学科(課程)に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学又は編入学)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者については、各学部の定めるところにより選考の上、転入学又は編入学を許可することがある。

(1) 他の大学の学生で、本学に転入学を志願するもの

(2) 大学において、所定の単位を修得した者で、編入学を志願するもの

(3) 大学を卒業し、又は学校教育法第104条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志願するもの

(4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を志願するもの

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの

(6) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの

(7) 外国において、学校教育における14年以上(医学部医学科編入学については16年)の課程を修了した者で、編入学を志願するもの

(8) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年(医学部医学科編入学については16年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、編入学を志願するもの

(9) 外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年以上(医学部医学科編入学については16年)の課程を修了した者で、編入学を志願するもの

(編入学者等の単位の認定)

第39条 前二条の規定により再入学、転入学又は編入学を許可された者の既修得単位の認定については、各学部の定めるところによる。

(転学部又は転学科)

第40条 本学の学生で転学部を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより選考の上、学長が許可することができる。

2 学部内の転学科又は転課程等を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより選考の上、学部長が許可することができる。

3 前条の規定は、前二項の規定により転学部、転学科又は転課程等をする者に、これを準用する。

(転学)

第41条 他の大学に入学又は転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第42条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学の期間は、第14条に規定する修業年限に含まれるものとする。

3 第24条第1項の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学又は短期大学」とあるのは、「外国の大学又は短期大学」と読み替えるものとする。

(休学)

第43条 病気その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学部長は期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して4年(編入学及び転学部等した者の場合は各学部で定める年数)を超えることができない。

4 休学期間は、第16条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第44条 休学期間の満了又は休学期間中にその事由が消滅した者は、学部長の許可を得て復学することができる。

(願い出による退学)

第45条 退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、所定の手続を経て、学長が除籍する。

(1) 第16条の在学期間を超えた者

(2) 第43条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であって、所定の期日までに入学料を納付しないもの

(5) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

## 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第4のとおりとする。

## 第9章 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第48条 本学に第14条に規定する修業年限(第27条の規定により在学すべき年数を定められた者については、当該年数)以上在学し、各学部の定める卒業要件単位数以上を修得して所定の教育課程を修了した者については、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第49条 本学の学生（医学部医学科に在学するものを除く。）で、当該学部3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものを含む。）が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第147条に定める要件を満たしている場合には、前条1項の規定にかかわらず教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生  
（研究生）

第50条 本学の学生以外のもので、本学において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第51条 本学の学生以外のもので、本学において開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第52条 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、本学において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第53条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法）

第54条 学部の学生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は別に定める。

2 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

（既納の検定料、入学料及び授業料）

第55条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、本人の申請に基づき、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 前条の規定に基づき検定料を納付した者が、本学における個別学力検査等の出願書類等による選抜において不合格となったときは、個別学力検査等の学力検査その他の選抜に係る検定料に相当する額
- (2) 前条の規定に基づき、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の納期前に休学又は退学したときは、後期に係る授業料に相当する額
- (3) 前条の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退したときは、当該授業料に相当する額
- (4) 前条の規定に基づき入学料及び授業料を納付した者を大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）その他関係法令に規定する支援対象者であると認定し

たときは、当該入学料及び授業料に相当する額

(入学料の免除及び徴収猶予)

- 第56条 入学料の納付が特別な事情により著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全額、3分の2、半額若しくは3分の1を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 2 入学料免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の免除及び徴収猶予)

- 第57条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者及び学生の学資を主として負担している者が、不慮の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により、授業料の全額、3分の2、半額若しくは3分の1を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納させることができる。
- 2 前項の授業料の免除並びに徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(休学の場合における授業料)

- 第58条 休学を許可された者の休学期間中の授業料は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までに相当する額を免除する。

(復学の場合における授業料)

- 第59条 各学期の中途において復学した者の授業料は、月割計算により復学した月から次の納付期の前月までに相当する額を、復学した月に納付するものとする。

(退学等の場合における授業料)

- 第60条 学期の中途において退学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として除籍された者の未納の授業料についてはこの限りでない。
- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(寄宿料)

- 第61条 寄宿料の額及び徴収方法並びに寄宿料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞罰

(表彰)

- 第62条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長がこれを表彰することがある。
- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

- 第63条 本学の内部規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第13章 厚生施設及び課外活動施設等

(厚生施設)

- 第64条 本学に、学生会館及び学生寮その他の厚生施設を置く。
- 2 前項の厚生施設に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(課外活動施設)

- 第65条 本学に課外活動施設を置く。
- 2 課外活動施設に関し必要な事項は、別に定める。

(健康管理)

第66条 学生は、定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

(健康管理上の処置)

第67条 学生は、前条の健康診断のほか、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又は諸種の検査等を受けなければならない。

2 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者及び学業の履修が困難と判断される者に対して治療を命じ又は登学を停止させることができる。

第14章 特別の課程

(特別の課程)

第68条 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第69条 地域社会の発展に寄与し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなるまでの間存続するとされた大分大学（以下「旧大分大学」という。）又は大分医科大学（以下「旧大分医科大学」という。）に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧大分大学又は旧大分医科大学に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、旧大分大学又は旧大分医科大学を卒業するために必要とされる教育課程その他教育上必要な事項は、旧大分大学学則又は旧大分医科大学学則及びその他の諸規則等の定めるところによる。

3 第4条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成16年度
教育福祉科学部	人間福祉科学課程	385
経済学部	地域システム学科	185

学部	学科・課程	平成16年度	平成17年度
工学部	機械・エネルギーシステム工学科	160	240
	電気電子工学科	320	320
	知能情報システム工学科	280	280
	応用化学科	240	240
	福祉環境工学科 (編入学定員)	160 20	240 20

4 工学部生産システム工学科、建設工学科及び福祉環境工学科は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学した者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとし、その収容定員は次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成16年度	平成17年度
工学部	生産システム工学科	160	80
	建設工学科	80	40

	福祉環境工学科	80	40
--	---------	----	----

5 平成19年度入学生のうち、次に掲げる入学生が入学料免除の許可を受けた場合の既納の入学料については、第55条の規定にかかわらず、その免除された額を返還する。

- (1) 経済学部AO入学試験による入学生
- (2) 経済学部編入学試験による入学生
- (3) 医学部看護学科編入学試験による入学生
- (4) 医学部看護学科社会人特別選抜入学試験による入学生

附 則（平成17年規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第11号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第12号）

この規則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則（平成18年規則第2号）

この規則は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成18年規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第16号）

この規則は、平成18年6月21日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成19年規則第1号）

この規則は、平成19年1月17日から施行する。

附 則（平成19年規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年5月16日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第2号）

この規則は、平成20年2月7日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20年規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第12号）

この規則は、平成20年4月30日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第13号）  
この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第14号）  
この規則は、平成20年9月22日から施行する。

- 附 則（平成21年規則第7号）
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
  - 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員							
		平成21年度 平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部 医学科	95人	570人	580人	590人	595人	600人	605人	600人	595人

附 則（平成21年規則第13号）  
この規則は、平成21年10月1日から施行する。

- 附 則（平成22年規則第4号）
- この規則は、平成22年3月23日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則は、同年2月1日から適用する。
  - この規則による改正後の大分大学学則別表第3に規定する附属地域医療学センターは、平成27年1月31日まで存続するものとする。

- 附 則（平成22年規則第5号）
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
  - 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員					
	平成22年度～ 平成23年度	平成24年度～ 平成31年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～ 平成27年度	平成28年度
医学部 医学科	100人	95人	585人	600人	610人	620人	630人	625人

学部・学科	収容定員					
	平成29年度～ 平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部 医学科	620人	615人	610人	605人	600人	595人

附 則（平成22年規則第13号）  
この規則は、平成22年6月24日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年5月26日から適用する。

附 則（平成22年規則第19号）

この規則は、平成22年12月27日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年12月9日から適用する。

附 則（平成23年規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第3号）

1 この規則は、平成23年3月14日から施行し、この規則による改正後の第47条第2項別表第4の規定は、平成22年4月1日から適用する。

2 この規則の適用日の前日に在学している学生の取得できる教員の免許状の種類については、改正後の大分大学学則第47条第2項別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第2号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員				
	平成24年度～平成29年度	平成30年度～平成31年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～平成29年度	平成30年度
医学部 医学科	100人	95人	615人	630人	645人	650人	645人

学部・学科	収容定員					
	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部 医学科	640人	630人	620人	610人	600人	595人

附 則（平成24年規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第15号）

この規則は、平成24年9月24日から施行する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第8号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第4条第2項に定める医学部看護学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおり

とする。

学部・学科	収容定員
医学部 看護学科	平成27年度
	256人

附 則（平成26年規則第9号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第9号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第20号）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行日前に設置されている教育福祉科学部学校教育課程，情報社会文化課程及び人間福祉科学課程は，平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 教育福祉科学部，教育学部及び福祉健康科学部における平成28年度から平成30年度までの収容定員は，改正後の大分大学学則別表第1にかかわらず，次のとおりとする。

区 分	学 科・課 程	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
教育福祉科 学部	学校教育課 程	300	200	100
	情報社会文 化課程	150	100	50
	人間福祉科 学課程	285	190	95
教育学部	学校教育教 員養成課程	135	270	405
福祉健康科 学部	福祉健康科 学科	100	200	300

- この規則の施行日前に設置されている教育福祉科学部学校教育課程，情報社会文化課程及び人間福祉科学課程において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず，次のとおりとする。

学部等	学 科・課 程	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
教育福祉 科学部	学校教育課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音 楽，美術，保健体育，技術， 家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学， 理科，音楽，美術，保健体育， 家庭，工業，英語
	特別支援学校教諭一種免許 状	(知的障害者，肢体不自由 者，病弱者)	
情報社 会文化	社会文化 コース	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史，公民

	課程	情報教育 コース	高等学校教諭一種免許状	情報
		総合表現 コース	高等学校教諭一種免許状	音楽, 美術
	人間福祉科学 課程	社会福祉 コース	高等学校教諭一種免許状	福祉
		心理健康 福祉コース	高等学校教諭一種免許状	保健体育
		生活環境 福祉コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭 ----- 理科, 家庭

附 則（平成27年規則第27号）  
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第2号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 附 則（平成28年規則第8号）
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
  - この規則の施行の日の前日に医学部医学科に在学している学生の在学期間については、改正後の大分大学学則第16条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第9号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第12号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 附 則（平成28年規則第14号）
- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
  - この規則の施行日前に設置されている工学部は、平成29年3月31日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
  - 経済学部、工学部及び理工学部における平成29年度から平成31年度までの収容定員（編入学定員を除く。）は、改正後の大分大学学則別表第1にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	学 科・課 程・コ ース	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
経済学部	経済学科	480	440	400	
	経営システム学科	470	420	370	
	地域システム学科	215	250	285	
	社会イノベーション学科	40	80	120	
工学部	機械・エネルギーシステム工学科	240	160	80	
	電気電子工学科	240	160	80	
	知能情報システム工学科	210	140	70	
	応用化学科	180	120	60	
	福祉環境工学科	240	160	80	
理工学部	創生工学科	機械コース	75	150	225
		電気電子コース	75	150	225
		福祉メカトロニクスコース	35	70	105
		建築学コース	50	100	150

	共創理工学 科	数理科学コース	15	30	45
		知能情報システム コース	65	130	195
		自然科学コース	15	30	45
		応用化学コース	55	110	165

4 この規則の施行日前に設置されている経済学部及び工学部において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学 科・課 程	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域	
経済学部	経済学科 経営システム学科 地域システム学科	高等学校教諭一種免許状	商業，公民	
	工学部	機械・エネルギーシステム 工学科 電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
		知能情報システム工学科	高等学校教諭一種免許状	情報
	応用化学科 福祉環境工学科	高等学校教諭一種免許状	工業	

附 則（平成28年規則第22号）

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第15号）

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・ 学科	入学定員	収容定員						
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
医学部 医学科	平成30年度～ 平成31年度 100人	650人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（平成29年規則第19号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第9号）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・	入学定員	収容定員
-----	------	------

学科								
医学部 医学科	令和2年度～ 令和3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	100人	650人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（令和元年規則第11号）  
この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第5号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第7号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第11号）  
この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第14号）  
この規則は、令和2年11月30日から施行し、改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和3年規則第2号）  
この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第6号）  
この規則は、令和3年5月25日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）  
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第11号）  
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
2 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・ 学科	入学定員	収容定員					
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
医学部 医学科	令和4年度 100人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（令和4年規則第16号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第27号）  
1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
2 この規則の施行日前に設置されている理工学部創生工学科及び共創理工学科は、令和5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。  
3 教育学部、経済学部、医学部先進医療科学科及び理工学部における令和5年度から令和7年

度までの収容定員（編入学定員を除く。）は、改正後の大分大学学則別表第1にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	学 科・課 程・コ ース	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
教育学部	学校教育教員養成課程	555	570	585	
経済学部	経済学科	350	340	330	
	経営システム学科	315	310	305	
	地域システム学科	315	310	305	
医学部	先進医療科学科	35	70	105	
理工学部	創生工学科	機械コース	225	150	75
		電気電子コース	225	150	75
		福祉メカトロニクスコース	105	70	35
		建築学コース	150	100	50
		共創理工学科	数理科学コース	45	30
	共創理工学科	知能情報システムコース	195	130	65
		自然科学コース	45	30	15
		応用化学コース	165	110	55
	理工学科		355	710	1065

4 この規則の施行日前に設置されている理工学部創生工学科及び共創理工学科において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学 科・課 程・コ ース	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
理工学部	創生工学科 機械コース 電気電子コース 福祉メカトロニクスコース 建築学コース	高等学校教諭一種免許状	工業
	共創理工学科 数理科学コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
	共創理工学科 知能情報システムコース	高等学校教諭一種免許状	情報
	共創理工学科 自然科学コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
	共創理工学科 応用化学コース	高等学校教諭一種免許状	理科

附 則（令和5年規則第1号）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
医学部 医学科	100人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（令和5年規則第11号）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行日前に設置されている経済学部経済学科，経営システム学科，地域システム学科及び社会イノベーション学科は，令和6年3月31日に経済学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 経済学部及び理工学部における令和6年度から令和8年度までの収容定員（編入学定員を除く。）は，改正後の大分大学学則別表第1にかかわらず，次のとおりとする。

区 分	学 科・プログラム	令和6年度	令和7年度	令和8年度
経済学部	経済学科	260	170	80
	経営システム学科	235	155	75
	地域システム学科	235	155	75
	社会イノベーション学科	120	80	40
	総合経済学科	270	540	810
理工学部	数理科学プログラム 知能情報システムプログラム 物理学連携プログラム 電気エネルギー・電子工学プログラム 機械工学プログラム 知能機械システムプログラム 生命・物質化学プログラム 地域環境科学プログラム 建築学プログラム	710	1065	1420
	DX人材育成基盤プログラム	40	80	120

- この規則の施行日前に設置されている経済学部経済学科，経営システム学科及び地域システム学科において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず，次のとおりとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民
	経営システム学科	高等学校教諭一種免許状	商業
	地域システム学科	高等学校教諭一種免許状	公民

- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は，同項の規定にかかわらず，次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		令和6年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
医学部 医学科	100人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（令和6年規則第 号）

- この規則は，令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区 分	学 科・課 程・プログラム	入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	150		600
経済学部	総合経済学科	270	10	1,100
医学部	医学科	90	※10	590
	看護学科	60	6	252
	先進医療科学科	35		140
理工学部	理工学科 数理科学プログラム 知能情報システムプログラム 物理学連携プログラム 電気エネルギー・電子工学プログラム 機械工学プログラム 知能機械システムプログラム 生命・物質化学プログラム 地域環境科学プログラム 建築学プログラム	355	10	1,440
	D X人材育成基盤プログラム	40		160
福祉健康科学部	福祉健康科学科	100		400

備考 ※印を冠するものは、第2年次編入学定員を示す。

別表第2 (第4条関係)

教育学部

学校教育教員養成課程

言語教育

理数教育

芸術・保健体育教育

生活・技術教育

社会認識教育

発達科学教育

医学部

医学科

解剖学

神経生理学

病態生理学

細胞生物学

マトリックス医学

医学生物学

医化学

生物物理学

分子病理学

微生物学

感染予防医学

薬理学

公衆衛生・疫学

環境・予防医学

法医学

医療倫理学

臨床社会心理学

医学英語教育学

内分泌代謝・膠原病・腎臓内科学

呼吸器・感染症内科学

神経内科学

腫瘍・血液内科学

循環器内科・臨床検査診断学

消化器内科学

総合診療・総合内科学

精神神経医学

小児科学

放射線医学

臨床薬理学

消化器・小児外科学

呼吸器・乳腺外科学

心臓血管外科学

総合外科・地域連携学

脳神経外科学

整形外科学

皮膚科学

腎泌尿器外科学

眼科学

耳鼻咽喉科学

産科婦人科学 麻酔科学 救急医学 歯科口腔外科学 診断病理学 医療情報学 薬剤学 臨床統計・データマネジメント学 医療安全管理医学  看護学科 基盤看護学 実践看護学  先進医療科学科
--

別表第3（第4条関係）

学 部	附属施設	
教育学部	附 属 学 校	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校
		附属教育実践総合センター
医学部		附属病院 附属医学教育センター 附属地域医療学センター 附属先端分子イメージングセンター 附属臨床医工学センター
理工学部		廃液処理施設

別表第4（第47条関係）

学部等	学 科・課程	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科， 音楽，美術，保健体育，技 術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，数学，理科，音楽， 美術，保健体育，家庭，英 語
		特別支援学校教諭一種免 許状	（知的障害者，肢体不自由 者，病弱者）
経済学部	総合経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民，商業
理工学部	理工学科	中学校教諭一種免許状	数学，理科
		高等学校教諭一種免許状	数学，理科，情報，工業

## 大分大学学則の一部改正(案)骨子

### 1 趣旨

工学研究科の改組に伴い，所要の改正を行う。

### 2 変更点

① 第5条 理工学研究科 へ変更

### 3. 施行日

令和7年4月1日

様式第2号

大分大学学則（平成16年規則第8号）の一部について、下表左欄（「改正後」欄）のように、右欄（「現行」欄）を改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(大学院)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 大学院に次の研究科を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>理工学研究科</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (令和6年規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(大学院)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 大学院に次の研究科を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>工学研究科</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>

## 大分大学大学院学則（案）

平成16年4月1日制定  
平成16年規則第9号

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この大学院学則は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）第5条第3項の規定により、大分大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

#### （目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

#### （自己評価等）

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

### 第2章 組織

#### （研究科）

第4条 本学大学院に次の研究科を置く。

- (1) 教育学研究科
- (2) 経済学研究科
- (3) 医学系研究科
- (4) 理工学研究科
- (5) 福祉健康科学研究科

#### （専攻）

第5条 研究科に次の専攻を置く。

- (1) 教育学研究科  
教職開発専攻
- (2) 経済学研究科
  - ア 経済社会政策専攻
  - イ 地域経営政策専攻
  - ウ 地域経営専攻
- (3) 医学系研究科
  - ア 医学専攻
  - イ 看護学専攻
- (4) 理工学研究科  
理工学専攻
- (5) 福祉健康科学研究科  
福祉健康科学専攻

#### （課程）

第6条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 医学系研究科は、修士課程及び4年の博士課程とする。

3 経済学研究科及び理工学研究科は博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課

程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(課程の目的)

- 第7条 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科又は専攻の目的)

第7条の2 研究科又は専攻の目的については、各研究科で定めるとともに、公表するものとする。

(入学定員及び収容定員)

第8条 研究科の入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

(プログラム、領域及びコース)

第9条 理工学研究科及び福祉健康科学研究科に、別表第2のとおりプログラム、領域及びコースを置く。

(教員組織)

第10条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、研究科ごとに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)又は専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。

(研究科長)

- 第11条 研究科に研究科長を置く。
- 2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。
- 3 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第12条 学年、学期及び休業日については、学則第11条から第13条までの規定を準用する。

第4章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

- 第13条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 経済学研究科博士課程及び理工学研究科博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第14条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第14条の2 教育課程は、本学大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養できるよう適切に配置するものとする。

(授業及び研究指導)

第15条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 各研究科における専攻別の授業科目及び単位は、各研究科で定める。

3 第1項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育方法の特例)

第16条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法等)

第17条 授業科目及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科で定める。

2 前項で定めた事項は、一年間の授業及び研究指導の計画を含めて学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第17条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法)

第18条 単位の計算方法については、学則第22条の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示)

第18条の2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づいて適切に行うものとする。

2 成績評価基準等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第19条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。この場合の履修期間は、第13条に規定する標準修業年限及び第14条に規定する在学期間に含まれるものとする。

2 前項により修得した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程において第1項により取得した単位は、22単位を越えない範囲で当該課程において修得したものと認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第20条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、15単位を超えないものとし、また、第19条第2項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程にあっては、第19条第3項の規定により修得した単位と合わせて22単位を超えない範囲で当該課程において修得したものと認めることができる。

4 単位の認定方法等については、各研究科で定める。

(在学期間の短縮)

第21条の2 前条第1項により本学大学院に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前条第3項により専門職学位課程に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で専門職学位課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)により修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、各研究科で定める。

## 第6章 入学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(修士課程及び博士前期課程の入学資格)

第24条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者で、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（医学系研究科博士課程の入学資格）

第26条 医学系研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により、他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者で、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

（専門職学位課程の入学資格）

第26条の2 専門職学位課程に入学することのできる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条に定める免許状を有し、及び次の各号の一該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の卒業生
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者で、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

（入学出願手続）

第27条 入学志願者は、所定の期日までに、別に定める書類に検定料を添えて、学長に願い出

なければならない。

(入学者の選考)

第28条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第29条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納付については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(進学)

第30条 本学の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士課程（経済学研究科及び理工学研究科にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者は、当該研究科の定めるところにより選考の上、進学を許可する。

(再入学及び転入学)

第31条 次の各号の一に該当する者で、本学大学院への入学を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。

(1) 本学大学院を退学した者(第54条の懲戒による退学者を除く。)又は除籍された者で、同一の研究科・専攻に再入学を願い出たもの

(2) 他の大学院から転入学を願い出た者

2 前項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科委員会が決定する。

3 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 転学、留学、休学、復学、退学及び除籍等

(転専攻)

第32条 専攻の変更を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考の上、転専攻を許可することがある。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科委員会において行うものとする。

(転学)

第33条 他の大学院に入学又は転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学の期間は、第13条に規定する標準修業年限に含まれるものとする。

3 第19条の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(休学)

第35条 病気その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、研究科長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、研究科長は期間を定めて休学を命ずることができる。

- 3 休学期間は、1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して、修士課程、博士前期課程、医学系研究科博士課程及び専門職学位課程にあっては2年を、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第14条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第36条 休学期間の満了又は休学期間中にその事由が消滅した者は、研究科長の許可を得て復学することができる。

(願い出による退学)

第37条 退学しようとするときは、所定の手続きを経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、所定の手続きを経て、学長が除籍する。

- (1) 第14条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第35条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であって、所定の期日までに入学料を納付しないもの
- (5) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

## 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第39条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 研究科において取得できる教員の免許状の種類及び教科は、別表第3のとおりとする。

## 第9章 課程の修了及び学位

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第40条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第41条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項ただし書きの規定を適用する。

(医学系研究科博士課程の修了要件)

第42条 医学系研究科博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足

りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第42条の2 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上を修得することとする。

(学位の授与)

第43条 本学大学院の課程を修了した者には、修士、博士又は専門職の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、本学大学院の行う学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程又は医学系研究科博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを確認された者には、博士の学位を授与する。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第44条 本学の大学院学生以外の者で、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本学の大学院学生以外の者で、本学大学院において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第47条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 検定料、入学科及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第49条 大学院の学生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は別に定める。

(既納の検定料、入学料及び授業料)

第50条 既納の検定料、入学料及び授業料を返還する場合の取扱いについては、学則第55条の規定を準用する。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第51条 入学料の免除及び徴収猶予については、学則第56条の規定を準用する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第52条 授業料の免除及び徴収猶予については、学則第57条の規定を準用する。

(休学、復学及び退学等における授業料)

第53条 休学、復学及び退学等における授業料については、学則第58条から第60条までの規定を準用する。

## 第12章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第54条 表彰及び懲戒については、学則第62条及び第63条の規定を準用する。

## 第13章 雑則

(学則の準用)

第55条 この大学院学則に定めるもののほか、本学の大学院学生に関し必要な事項は、学則を準用する。

(読替え)

第56条 この大学院学則において、学則を準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。

## 附 則

- 1 この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなるまでの間存続するとされた大分大学（以下「旧大分大学」という。）又は大分医科大学（以下「旧大分医科大学」という。）の大学院に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧大分大学又は旧大分医科大学の大学院に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、旧大分大学又は旧大分医科大学を修了するために必要とされる教育課程その他教育上必要な事項は、旧大分大学学則又は旧大分医科大学学則及びその他の諸規則等の定めるところによる。
- 3 教育学研究科教職開発専攻の平成28年度及び平成29年度の入学者（現に大分県公立学校教員である者に限る。）が納付すべき授業料については、第52条において準用する学則第57条の規定にかかわらず、同条中「経済的理由」とあるのは「経済的理由等」とし、入学年度の授業料の額の半額を免除する。
- 4 前項に規定する授業料の額の半額を免除する者の取扱いについては、学長が別に定める。

## 附 則（平成17年規則第6号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則が施行する日の前日まで存続していた「生産システム工学専攻」は、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

## 附 則（平成17年規則第8号）

この規則は、平成17年5月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第3号）

この規則は、平成18年3月27日から施行し、この規則による改正後の別表第3教育学研究科の教科欄の規定については平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年規則第2号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度及び平成20年度の経済学研究科の収容定員は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	平成19年度		平成20年度	
		博士後期課程			
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	地域経営専攻	3	3	3	6

附 則（平成19年規則第6号）

この規則は、平成19年5月16日から施行し、この規則による改正後の大分大学大学院学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第3号）

この規則は、平成20年2月7日から施行し、この規則による改正後の大分大学大学院学則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20年規則第8号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則が施行する日の前日まで存続していた「病態制御医学専攻」、「生体防御医学専攻」、「分子機能制御医学専攻」及び「環境社会医学専攻」は、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成24年規則第3号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第8条に定める医学系研究科及び工学研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	平成24年度
		修士課程
		収容定員
医学系研究科	看護学専攻	26

研究科	専攻	平成24年度	平成25年度
		博士後期課程	
		収容定員	収容定員
工学研究科	物質生産工学専攻	17	16
	環境工学専攻	15	12

附 則（平成 24 年規則第 8 号）  
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 9 号）  
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 10 号）  
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 21 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に設置されている教育学研究科教科教育専攻，工学研究科機械・エネルギーシステム工学専攻，電気電子工学専攻，知能情報システム工学専攻，応用化学専攻，建設工学専攻，福祉環境工学専攻，物質生産工学専攻及び環境工学専攻は，平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 教育学研究科及び工学研究科における平成 28 年度及び平成 29 年度の収容定員は，改正後の大分大学大学院学則別表第 1 にかかわらず，次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		平成 28 年度	平成 29 年度
教育学研究科	学校教育専攻	27	
	教科教育専攻	33	
	教職開発専攻	10	
工学研究科	機械・エネルギーシステム工学専攻	27	
	電気電子工学専攻	27	
	知能情報システム工学専攻	24	
	応用化学専攻	21	
	建設工学専攻	15	
	福祉環境工学専攻	21	
	物質生産工学専攻	10	5
	環境工学専攻	6	3
	合 計	221	8

- 4 この規則の施行日前に設置されている教育学研究科教科教育専攻，工学研究科機械・エネルギーシステム工学専攻，電気電子工学専攻，知能情報システム工学専攻，応用化学専攻，建設工学専攻及び福祉環境工学専攻において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，改正後の大分大学大学院学則別表第 3 にかかわらず，次のとおりとする。

	専攻	取得できる免許状の種類	教科又は領域
教育学研究科	学校教育専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，工業，英語

		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
教科教育専攻 (国語教育専修)		幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 書道
(社会科教育専修)		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史, 公民
(数学教育専修)		幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学
(理科教育専修)		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
(音楽教育専修)		幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	音楽
		高等学校教諭専修免許状	音楽
(美術教育専修)		幼稚園教諭専修免許状	(美術教育専修)
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	美術
		高等学校教諭専修免許状	美術
(保健体育専修)		幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育
(技術教育専修)		中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
(家政教育専修)		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
(英語教育専修)		中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
工学研究科	機械・エネルギーシステム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	電気電子工学専攻		
	知能情報システム工学専攻		工業, 情報
	応用化学専攻		工業

附 則 (平成27年規則第24号)  
この規則は, 平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第28号)  
この規則は, 平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第23号)  
この規則は, 平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第7号）  
この規則は、平成30年5月21日から施行する。

附 則（令和元年規則第7号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に設置されている教育学研究科学校教育専攻、医学系研究科医科学専攻及び福祉社会科学研究科福祉社会科学専攻は、令和2年3月31日に当該専攻に在学するものが、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この規則の施行の日の前日に教育学研究科教職開発専攻に在学している学生の、第19条第3項に規定する他の大学院における授業科目の履修認定に係る単位数の上限、第21条第3項に規定する入学前の既修得単位等の認定に係る単位数の上限及び第42条の2に規定する修了要件については、改正後の大分大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 教育学研究科学校教育専攻及び教職開発専攻、医学系研究科医科学専攻並びに福祉社会科学研究科福祉社会科学専攻における令和2年度の収容定員は、改正後の大分大学大学院学則別表第1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	21
	教職開発専攻	30
医学系研究科	医科学専攻	15
福祉社会科学研究科	福祉社会科学専攻	12
福祉健康科学研究科	福祉健康科学専攻	20

- 5 この規則の施行日前に設置されている教育学研究科学校教育専攻及び福祉社会科学研究科福祉社会科学専攻において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学大学院学則別表第3にかかわらず、次のとおりとする。

	専攻	取得できる免許状の種類	教科又は領域
教育学研究科	学校教育専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、工業、英語
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)
福祉社会科学研究科	福祉社会科学専攻	高等学校教諭専修免許状	福祉

附 則（令和2年規則第13号）  
この規則は、令和2年10月26日から施行する。

附 則（令和3年規則第5号）  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第7号）  
この規則は、令和3年5月25日から施行する。

附 則（令和4年規則第13号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

- 附 則（令和6年規則第 号）
- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
  - この規則の施行日前に設置されている工学研究科工学専攻は、令和7年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
  - 工学研究科工学専攻及び理工学研究科理工学専攻における令和7年度及び令和8年度の収容定員は、改正後の大分大学大学院学則別表第1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	令和7年度		令和8年度
		博士前期課程	博士後期課程	博士後期課程
		収容定員		
工学研究科	工学専攻	135	16	8
理工学研究科	理工学専攻	143	6	12

- この規則の施行日前に設置されている工学研究科工学専攻において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学大学院学則別表第3にかかわらず、次のとおりとする。

	専攻	取得できる免許状の種類	教科又は領域
工学研究科	工学専攻 (機械エネルギー工学コース)	高等学校教諭専修免許状	工業
	(電気電子工学コース)		
	(知能情報システム工学コース)	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学, 情報
	(応用化学コース)	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 工業
(福祉環境工学建築学コース) (福祉環境工学メカトロニクスコース)	高等学校教諭専修免許状	工業	

別表第1（第8条関係）

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程		博士課程・ 博士後期課程		専門職学位 課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
教育学研究科	教職開発専攻					20	40
経済学研究科	経済社会政策専攻 地域経営政策専攻 地域経営専攻	8 12	16 24	3	9		
医学系研究科	医学専攻 看護学専攻	10	20	30	120		
理工学研究科	理工学専攻	143	286	6	18		
福祉健康科学研究科	福祉健康科学専攻	20	40				
合	計	185	370	41	153	20	40

別表第2（第9条関係）

理工学研究科	福祉健康科学研究科
(博士前期課程) 情報・数理・データサイエンスプログラム 先進機械システムプログラム 物理・電気電子プログラム 応用化学プログラム 地域デザイン・建築学プログラム (博士後期課程) 基礎科学領域 先進技術領域 環境デザイン領域	健康医科学コース 福祉社会科学コース 臨床心理学コース

別表第3 (第39条関係)

	専攻	取得できる免許状の種類	教科又は領域
教育学 研究科	教職開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, 宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, 宗教
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
経済学 研究科	経済社会政策専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	地域経営政策専攻		商業
理工学 研究科	理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学, 理科
		高等学校教諭専修免許状	数学, 理科, 情報, 工業

## 大分大学大学院学則の一部改正(案)骨子

### 1 趣旨

工学研究科の改組に伴い，所要の改正を行う。

### 2 変更点

- ① 第4条 理工学研究科 へ変更
- ② 第5条(4) 理工学研究科 及び 理工学専攻 へ変更
- ③ 第6条 理工学研究科 へ変更
- ④ 第9条 理工学研究科 へ変更 プログラム、領域 を追加
- ⑤ 第13条 理工学研究科 へ変更
- ⑥ 第30条 理工学研究科 へ変更
- ⑦ 別表第1 理工学研究科 及び 理工学専攻 へ変更  
入学定員 及び 収容定員(博士前期課程・博士後期課程) を変更
- ⑧ 別表第2 理工学研究科 へ変更  
プログラム、領域 へ変更
- ⑨ 別表第3 理工学研究科 及び 理工学専攻 へ変更  
教科又は領域 の内容を変更

### 3. 施行日

令和7年4月1日

様式第2号

大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）の一部について、下表左欄（「改正後」欄）のように、右欄（「現行」欄）を改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(研究科)</p> <p>第4条 本学大学院に次の研究科を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>理工学研究科</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(専攻)</p> <p>第5条 研究科に次の専攻を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>理工学研究科</u></p> <p><u>理工学専攻</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(課程)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(研究科)</p> <p>第4条 本学大学院に次の研究科を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>工学研究科</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(専攻)</p> <p>第5条 研究科に次の専攻を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>工学研究科</u></p> <p><u>工学専攻</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(課程)</p> <p>第6条 (略)</p>

2 (略)

3 経済学研究科及び理工学研究科は博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(略)

(プログラム、領域及びコース)

第9条 理工学研究科及び福祉健康科学研究科に、別表第2のとおりプログラム、領域及びコースを置く。

(略)

(標準修業年限)

第13条 (略)

2 (略)

3 経済学研究科博士課程及び理工学研究科博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 (略)

3 経済学研究科及び工学研究科は博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(略)

(講座及び分野)

第9条 工学研究科及び福祉健康科学研究科に、別表第2のとおり分野及びコースを置く。

(略)

(標準修業年限)

第13条 (略)

2 (略)

3 経済学研究科博士課程及び工学研究科博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(略)

(進学)

第30条 本学の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士課程（経済学研究科及び理工学研究科にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者は、当該研究科の定めるところにより選考の上、進学を許可する。

(略)

別表第1（第8条関係）

（別紙1のとおり）

別表第2（第9条関係）

<u>理工学研究科</u>	福祉健康科学研究科
<u>（博士前期課程）</u> <u>情報・数理・データサイエンス</u> <u>プログラム</u> <u>先進機械システムプログラム</u> <u>物理・電気電子プログラム</u> <u>応用化学プログラム</u> <u>地域デザイン・建築学プログラ</u>	(略)

(略)

(進学)

第30条 本学の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士課程（経済学研究科及び工学研究科にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者は、当該研究科の定めるところにより選考の上、進学を許可する。

(略)

別表第1（第8条関係）

（別紙2のとおり）

別表第2（第9条関係）

<u>工学研究科</u>	福祉健康科学研究科
<u>電気電子工学分野</u> <u>機械工学分野</u> <u>応用化学分野</u> <u>情報工学分野</u> <u>建築学分野</u>	(略)

<u>ム</u> <u>(博士後期課程)</u>  <u>基礎科学領域</u>  <u>先進技術領域</u>  <u>環境デザイン領域</u>	
--	--

別表第3（第39条関係）  
（別紙3のとおり）

別表第3（第39条関係）  
（別紙4のとおり）

附 則（令和6年規則第 号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に設置されている工学研究科工学専攻は、令和7年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 工学研究科工学専攻及び理工学研究科理工学専攻における令和7年度及び令和8年度の収容定員は、改正後の大分大学大学院学則別表第1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

<u>研究科</u>	<u>専攻</u>	<u>令和7年度</u>		<u>令和8年度</u>
		<u>博士前期課程</u>	<u>博士後期課程</u>	<u>博士後期課程</u>

		収容定員		
工学研究科	工学専攻	135	16	8
理工学研究科	理工学専攻	143	6	12

4 この規則の施行日前に設置されている工学研究科工学専攻において  
 教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正  
 後の大分大学大学院学則別表第3にかかわらず、次のとおりとする。

	専攻	取得できる免許状の種類	教科又は領域
工学 研究 科	工学専攻 (機械エネルギー 工学コース)	高等学校教諭専修免許状	工業
	(電気電子工学コ ース)		
	(知能情報システ ム工学コース)	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学, 情報
	(応用化学コース)	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 工業
	(福祉環境工学建 築学コース)	高等学校教諭専修免許状	工業

	(福祉環境工学メ カトロニクスコー ス)			
--	----------------------------	--	--	--

別紙 1

別表第 1 (第 8 条関係)

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程		博士課程・ 博士後期課程		専門職学位 課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
教育学研究科	教職開発専攻					20	40
経済学研究科	経済社会政策専攻	8	16				
	地域経営政策専攻	12	24				
	地域経営専攻			3	9		
医学系研究科	医学専攻			30	120		
	看護学専攻	10	20				
理工学研究科	理工学専攻	<u>143</u>	<u>286</u>	<u>6</u>	<u>18</u>		
福祉健康科学 研究科	福祉健康科学専攻	20	40				
合	計	<u>193</u>	<u>386</u>	<u>39</u>	<u>147</u>	20	40

別紙 2

別表第 1 (第 8 条関係)

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程		博士課程・ 博士後期課程		専門職学位 課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
教育学研究科	教職開発専攻					20	40
経済学研究科	経済社会政策専攻	8	16				
	地域経営政策専攻	12	24				
	地域経営専攻			3	9		
医学系研究科	医学専攻			30	120		
	看護学専攻	10	20				
工学研究科	工学専攻	<u>135</u>	<u>270</u>	<u>8</u>	<u>24</u>		
福祉健康科学 研究科	福祉健康科学専攻	20	40				
合	計	<u>185</u>	<u>370</u>	<u>41</u>	<u>153</u>	20	40

## 別紙 3

別表第 3 (第 39 条関係)

	専攻	取得できる免許状の種類	教科又は領域
教育学 研究科	教職開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, 宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, 宗教
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者, 肢体不 自由者, 病弱者)
経済学 研究科	経済社会政策専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	地域経営政策専攻		商業
理工学 研究科	理工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学, 理科
		高等学校教諭専修免許状	数学, 理科, 情報, 工業

別表第 3 (第 39 条関係)

	専 攻	取得できる免許状の種類	教科又は領域
教 育 学 研 究 科	教職開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, 宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, 宗教
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者, 肢体不 自由者, 病弱者)
経 済 学 研 究 科	経済社会政策専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	地域経営政策専攻		商業
工 学 研 究 科	<u>工学専攻</u> <u>(機械エネルギー工学コース)</u>	高等学校教諭専修免許状	工業
	<u>(電気電子工学コース)</u>		
	<u>(知能情報システム工学コース)</u>	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学, 情報
	<u>(応用化学コース)</u>	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 工業
	<u>(福祉環境工学建築学コース)</u> <u>(福祉環境工学メカトロニクスコース)</u>	高等学校教諭専修免許状	工業

大分大学大学院理工学研究科委員会規程（案）

令和 年 月 日 制定  
令和7年理工学研究科規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号。以下「法人教授会等規程」という。）第8条の規定により、大学院理工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（構成）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 大学院研究科長
  - （2） 研究科の研究指導を担当する教授又は准教授
  - （3） 研究科の研究指導の補助を担当する教員のうち、研究科委員会が必要と認める者
- 2 前項第2号の委員のうち准教授は、大学院担当教員の資格審査に関する事項については、審議に加わらないものとする。
- 3 第1項第3号の委員は、大学院担当教員の資格審査及び理工学研究科博士後期課程の学位に関する事項については、審議に加わらないものとする。

（招集等）

第3条 議長は、原則として、毎月1回、研究科委員会を招集するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数の請求があったときは、臨時に研究科委員会を招集することができる。

2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

（会議の特例）

第4条 研究科委員会は、法人教授会等規程第6条第3項の規定により、博士後期課程の学位に関する事項及び大学院担当教員の資格審査に関する事項の審議については、出席した構成員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

（代議員会及び専門委員会）

第5条 研究科委員会に法人教授会等規程第3条第1項の規定により、代議員会及び専門委員会（以下「代議員会等」という。）を置く。

2 代議員会等について必要な事項は、大学院研究科長が別に定める。

（構成員以外の者の出席）

第6条 議長が必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（議事録等の作成）

第7条 議長は、研究科委員会の議事録又は議事概要を作成する。

（事務）

第8条 研究科委員会の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。